

(社)日本気象学会の刊行物に掲載された著作物の利用について

(社)日本気象学会の刊行物(天気、気象集誌、SOLA、気象研究ノート、気象学会講演予稿集)に掲載された論文等の全部または一部を、複写、頒布、他の出版物への転載・翻訳、その他に、利用する場合は、利用者は(社)日本気象学会に申請し、文書による利用許諾を得たうえで、出典を明らかにして利用しなければならない。ただし、以下の場合は、出典が明示されていれば、文書による利用許諾を必要としない。

- ① 著者(共著者を含む)自身が複写、頒布、転載、翻訳に利用する場合
- ② 教育・研究の雑誌等に掲載する著作で、論文の一部または少数の図を転載、翻訳する場合(市販の教科書を含む商業利用の場合は除く)
- ③ 学術著作権協会より複写利用の許諾を受けた場合(なお、頒布を目的とする場合は、学術著作権協会が許諾を代行できるのは、60頁100部以内の複写に限定されている)
- ④ 気象集誌、SOLA、天気の論文の製本版PDFを出版後3ヶ月以降、著者、共著者が他の共著者の了解のもとで著者個人、所属機関、また公的リポジトリへ登録する場合(ただし、研究ノートは製本版PDFではなく未編集原稿を登録する)
- ⑤ 個人的な学習・研究のために複写する場合

利用許諾を必要とする主な場合

1. 商業利用の場合(市販の教科書を含む)
2. 教育・研究の雑誌等に掲載する著作で、論文の大部分を転載、翻訳する場合
3. ①③以外で頒布を目的として複写する場合(特に60ページ以上または100部以上の場合)
4. その他、不明の場合は(社)日本気象学会事務局に確認すること

利用許諾に関するガイドライン

(社)日本気象学会の刊行物(天気、気象集誌、SOLA、気象研究ノート、気象学会予稿集)に掲載された論文等の利用申請があった場合は、利用許諾を必要としない場合を除き、理事会で個別に利用許諾の可否を審議する。気象学の発展と普及に寄与する場合は、原則的に無償で利用許諾を与える。ただし、複製を多量に販売する場合など、有償とすることもある。また、オリジナルの刊行と競合する恐れがある場合や、内容が不適切で誤解の恐れがある場合は、許可しないこともある。

* なお、引用は、出所を明示した上、適切に行うこと。図表を直接印刷する場合は転載とみなす。